

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：(仮称) 所沢市小手指町1丁目計画

所 在 地：所沢市小手指町一丁目 25番8の一部、25番37、25番43、25番44

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

所沢市商業振興条例に規定する事項を遵守するとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。

2 縦覧期間

令和7年12月12日から令和8年1月12日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター